

今回のテーマは、消費税に関する**請求書の様式変更**についてです。

来年10月の消費税率引上げ・軽減税率導入に伴い、8%と10%の2種類の税率が併存することとなります。そのため免税事業者を含むすべての事業者について、値札や商品カタログの改定のほか、原則として**請求書様式や記帳方法の変更などの対応が必要**となります。

1. 税率引き上げに伴う変更

2019年10月の税率引上げ時から、**10%（標準税率）と8%（軽減税率）**の2種類の税率が併存することとなり、請求書の様式変更が必要です。この対応のために、まず自らが販売・提供する品目にどちらの税率が適用されるかを確認する必要があります。

◆8%（軽減税率）の対象品目

8%の適用対象となるのは「**酒類・外食を除く飲食料品**」及び「**一定の条件を満たす新聞**」で、それ以外の品目は全て10%が適用されます。「飲食料品」であるかどうかについては、販売時の目的により判断されます。例えば、「食

用」として販売されているものであれば、たとえ購入者が飼料など食用以外の用途に用いる場合であっても8%が適用されます。その他、国税庁HPのQ&Aに個別の事例が多数掲載されていますのでご参照ください。

2. 変更スケジュール

請求書の様式変更（記載事項の変更）は2段階に分かれています（下表）。

軽減税率導入後最初の4年間は移行期間として、一部の項目のみを記載事項に加えた「**区分記載請求書等保存方式**」となります。その後2023年10月からは「**適格請求書等保存方式**」に移行し、要件がより厳格化されます。

	2019/10/1～	2023/10/1～	
	請求書等保存方式（現行）	区分記載請求書等保存方式	
		適格請求書等保存方式	
請求書の記載事項	① 発行者の氏名又は名称	① 発行者の氏名又は名称	① 発行者の氏名又は名称
	② 取引年月日	② 取引年月日	② 取引年月日
	③ 取引の内容	③ 取引の内容 ※8%対象品目はその旨	③ 取引の内容 ※8%対象品目はその旨
	④ 取引金額	④ 税率区分ごとの取引金額の合計（税込）	④ 税率区分ごとの取引金額の合計（税込又は税抜）及び 適用税率
	⑤ 受領者の氏名又は名称	⑤ 受領者の氏名又は名称	⑤ 受領者の氏名又は名称
	—	—	⑥ ④の金額に対する 消費税額
	—	—	⑦ 発行者の 登録番号

区分記載請求書

(2019/10/1～2023/9/30)

- ① 発行者の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引の内容 ※8%対象品目はその旨
- ④ 税率区分ごとの取引金額の合計（税込）
- ⑤ 受領者の氏名又は名称

- ・③については、図のように「※」などの記号を付したものが対象品目である旨を記載する方法や、同一請求書内で10%対象品目と8%対象品目を別々に記載する方法などが認められます。
- ・品名での「部門1」のような記載は、8%対象品目の判別ができないため認められません。
- ・8%対象品目の販売がない事業者については、現行の様式から変更する必要はありません。
- ・8%対象品目を扱う場合は、免税事業者（消費税の申告をしていない方）であっても様式の変更が必要です。

請求書

⑤ 株式会社御中 XX年12月2日

11月分 163,800円

② 日付	③ 品名	金額
11/1	米 ※	10,800円
11/1	ペーパータオル	9,900円
11/2	お茶 ※	1,080円
⋮	⋮	⋮
合計		163,800円
④ 10%対象		99,000円
8%対象		64,800円

税込 ※は軽減税率対象品目

① 株式会社商店

3. 区分記載請求書等保存方式

税率引上げ後4年間実施されるこの方式では、請求書の様式と税率区分以外は現行制度と大きく変わりません。そのため、**販売する品目が10%対象のみである場合には、現行の請求書をそのまま使用することができます**（下記の新たな2項目の追加は不要です）。

なお、軽減税率の8%と旧税率（現行）の8%とでは国税と地方税の内訳が異なるため、混在する場合は区分する必要があります。

新8%	国税 6.24%	地方税 1.76%	計
旧8%	国税 6.3%	地方税 1.7%	8%

◆記載事項

現行の項目に加え、新たに

- 軽減税率の対象品目である旨
- 税率ごとの税込取引金額の合計の2項目の記載が必要となります。

4. 購入者側の留意点

◆不足項目の追記

受け取った請求書などに、新たに加わった2項目の記載がない場合には、この2項目に限り受け取った側で事実に基づいた追記が可能です。

※後述の適格請求書については、追記をすることはできません。

◆8%対象品目の購入・記帳

8%対象品目の購入に際しては、帳簿について全ての事業者で対応が必要です。会議費のために購入した弁当、お茶などは8%対象品目となるため、帳簿に8%対象品目である旨の記載が必要です。帳簿についても上図③と同様に記号などによる表記が認められます。

また、3万円未満の取引については現行制度から引き続き、請求書などの保存を省略することができます。

適格請求書

(2023/10/1~)

請求書		
⑤ (株)〇〇社御中	XX年12月2日	
11月分 163,800円		
② 日付	③ 品名	金額
11/1	米 ※	10,800円
11/1	ペーパータオル	9,900円
11/2	お茶 ※	1,080円
⋮	⋮	⋮
計		150,000円
消費税		13,800円
④ 10%対象	90,000円	(税9,000円)
8%対象	60,000円	(税4,800円)
税込又は税抜		※は軽減税率対象品目
① (株)〇〇商店	⑦ 登録番号 T-1234567890123	

- ① 発行者の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引の内容 ※8%対象品目はその旨
- ④ 税率区分ごとの取引金額の合計（税込又は税抜）及び適用税率
- ⑤ 受領者の氏名又は名称
- ⑥ ④の金額に対する消費税額
- ⑦ 発行者の登録番号

・品目の表示に関しては区分記載請求書と同様です。
・不特定多数を相手に販売する飲食店業などは、④の税率又は⑥の税額のいずれかと、⑤の記載を省略した「適格簡易請求書」も認められます。
【注意】消費税額の算出の際の端数処理は個々の商品ごとではなく、税率ごとに合計後、それぞれ1回のみ行います。

5. 適格請求書等保存方式

税率引上げ後4年を経過すると、この方式に移行します。適格請求書は新たに記載事項が加わるほか、発行するために登録を受ける必要があります。

◆記載事項

区分記載請求書の記載事項に加えて、新たに

- 登録番号（T+13桁の数字）
- 適用税率
- 消費税額

の記載が必要となります。

◆適格請求書への変更時期

適格請求書の記載事項（⑦を除く）を満たしたものは、区分記載請求書が要件となっている期間においても有効です。そのため、当初から適格請求書に合わせて変更することで、様式の変更を一度に済ませることができ、コストも小さく抑えることができます。

◆複数の書類で認められる場合

1ヶ月分の取引をまとめた請求書と個々の納品書など、相互に関連性が明確な複数の書類を合わせて記載事項を満たすような場合も適格請求書として認められます。例えば、請求書に8%対象品目である旨の記載がなくても、納品書に記載があれば要件を満たします（この場合、請求書に納品書番号等の記載が必要です）。

6. 適格請求書発行事業者の登録

適格請求書は、「適格請求書発行事業者（以下「登録事業者」）」としての登録をしなければ発行することができません。登録は、税務署に登録申請書を提出して承認を受けることで完了し、その上で登録番号が通知されます。申請書は、適格請求書導入の2年前（2021年10月1日）から提出が可能です。

7. 免税事業者の留意点

◆適格請求書導入による影響

消費税は、販売分に含まれる税額から購入分に含まれる税額を差し引いて納税額を計算しています。しかし今回の改正により、免税事業者からの購入分については、2023年10月以後その差し引く税額が段階的に減らされていき、最終的に差し引き計算の対象から除外されることとなりました(免税事業者は適格請求書を発行できないため)。それにより購入者側は、納税額を増やさないため免税事業者からの購入を避けてしまう可能性が考えられています。

販売者が「適格請求書発行事業者(登録事業者)」であれば、そこからの購入分の税額の全てが上記の差し引き計算の対象となります。そのため登録をした場合は上記の影響を回避できますが、登録により別の影響も生じます。

◆免税事業者が登録する場合の影響

登録事業者となった場合は免税事業者ではなくなり、新たに消費税の集計及び申告が義務となります。また、通常納税も要します。加えて前頁の様式変更への対応も必須となるため、事務負担や資金繰りなどに影響が生じます。

免税事業者の方は5年後までに、売上の減少リスクと事務負担・納税等のコストを比較検討し、登録をするかどうかの判断をする必要があります。

8. 軽減税率対策補助金

軽減税率導入により複数の税率が併存するようになることから、8%対象品目を取り扱う事業者はレジや受発注システム等を複数の税率に対応したものに**変更しなければなりません**。

それに際し、中小企業等が、複数税率に対応したレジや受発注システムへの入替、または既存の設備の改修を行う場合に、国がその導入費用の一部を補助する制度があります。

ただし、導入期限は来年9月ですので、注意が必要です。

◆補助内容

A型	レジの入替・改修	
補助率	導入費用の2/3(※)	
補助上限	1台あたり20万円まで	
	1事業者あたり200万円まで	
B型	受発注システムの入替・改修	
補助率	導入費用の2/3(※)	
補助上限	発注システム	1,000万円まで
	受注システム	150万円まで
	上記の両方	1,000万円まで

(※) 条件により一部異なります。

◆導入期限・申請期限

① 2019年9月30日までに入替・改修及び代金の支払いを完了

② 同年12月16日までに申請

※B型のうちB-1型はシステムベンダー等による代理の事前申請となります。

詳しい要件などは補助金事務局のHPをご確認ください。

★軽減税率対策補助金事務局

⇒ <http://kzt-hojo.jp>

協和監査法人	税理士法人 協和会計事務所
金融商品取引法、会社法、学校法人、公益法人、労働組合等の監査業務を始め、株式公開支援、各種調査などの企業経営に関するビジネスアドバイザーサービスを提供します。	税務・会計のスペシャリストとして、法人・個人のクライアントに対する各種税務申告、タックス・マネジメント、経営分析、事業承継対策等をサポートします。

その他の詳細・個別の具体的な相談については各担当者にお問い合わせください。